

## パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案)	担当課	福祉課
-----	----------------------------	-----	-----

No.1	ご意見の該当箇所:	3、6ページ
ご意見	<p>【ニーズ調査における調査対象者の抽出方法について】</p> <p>障害の種別や障害特性によってニーズは当然大きく異なります。今回の調査での抽出方法は、身体障害者が約70%も占める6ページの3障害者合計人数から抽出しており、当然の事ながら集計結果は、身体障害者のニーズに偏った系統誤差バイアスが生じています。</p> <p>この結果をもとに、知的障害、精神障害(発達障害を含む)への施策を展開することは、誤った方向へ結果を導く事になります。</p> <p>今さら再調査は出来ませんから、特に重要な項目 ①今後の日中の過ごし方 ②地域で生活するために必要な支援 ③外出時の支援 ④障害者の就労に必要な支援等は、後日障害種別毎の調査をお願いしたい。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>3ページに記載のとおり、ニーズ調査の対象者1,000人のうち障害福祉サービス(通所型サービス)利用者(54%)は、サービス事業所を通じて調査を実施しました。調査を依頼するサービス事業所の選定に当たっては、受け入れている利用者の障害種別の傾向に配慮し事業所を選定したことから、ニーズ調査対象者の障害種別は、46ページ【図表6-4】のとおり、障害が重複する人がいるため複数回答となりますが、身体障害182人(26.0%)、知的障害369人(52.8%)、精神障害135人(19.4%)などとなっています。</p> <p>また、この度の計画策定に当たっては、ニーズをよりの確に捉えるため、3~4ページに記載のとおり、サービスの利用形態により、その特性に応じた設問を設けるなど配慮しました。</p> <p>なお、ニーズ調査結果を障害種別ごとでも分析していますが、全体結果との大きな乖離が見られなかったことや、見やすくご理解いただきやすい内容とするため、重複した内容を省くなど掲載内容を精査しています。</p>	

No.2	ご意見の該当箇所:	13ページ
ご意見	<p>【成年後見制度の利用促進】</p> <p>上越市は、成年後見制度の周知と利用促進を進める一方で後見人の受け手不足という矛盾状態の中、具体的な取り組みは利用促進だけでは片手落ちではないか。後見人の受け手を個人だけでなく、法人後見として社協以外の取組が必要ではないか。</p> <p>民法の改定により2022年4月1日から親権は18歳までとなります。18歳で成人です。支援学校高等部卒業と同時に事業所との契約、新たな預貯金通帳の作成などにあたり卒業生の多くが後見人が必要になるのでは？という問題も浮上しています。</p>	
対応状況	記載済	
市の考え方	<p>令和3年度から弁護士、司法書士などの専門職団体や法人後見の受任団体である社会福祉協議会等と意見交換を行う「(仮称)連絡連携会議」の設置を予定しており、法人後見を含めた成年後見人等の担い手の確保については、その会議の中で協議を進めていきます。</p>	

No.3	ご意見の該当箇所: 18ページ
ご意見	<p>【相談支援体制の充実・強化等での目標値と充実・強化の結果評価】</p> <p>市の目標値の欄の記載内容及び活動指標は方法論であって目標ではない。目標とは計画が達成出来たか、出来なかったかを客観的に評価する指標です。目標が記載されていません。⇒記載してください。</p> <p>「取組実施体制の確保」をしても結果を出さなければ、仕事をした事になりません。また活動指標の数値ですが、月2件とか月1回とかの数の消化の問題ではないはずで。</p> <p>当会は、相談支援体制は逆に弱体化が進んでいると感じています。詳細は別な機会で論じますが、充実・強化の具体的な成果目標の「不明確さ」が大きく影響している様に思えます。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>市の目標値及び活動指標は、今回新たに国が示した目標値及び活動指標を基に当市の実情を踏まえ設定していますが、相談支援体制の充実・強化の目標を数値的に設定することは難しいことから、取組の実施等を目標としています。</p> <p>活動指標は、成果目標を達成するために必要な量等を定めているものです。「地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数」及び「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」は、市が隔週で開催する計画相談会(年24回)において、相談支援専門員がサービスの利用計画を持ち寄り、市と計画相談員が支援内容を検討する際に、市が相談支援専門員に対する助言や指導等を行うこととしています。また、「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」は、市内に11か所ある地域包括支援センターが主体となり開催する地域ケア会議などの機会に、連携強化に向けた情報共有や協議を行うこととしています。</p>

No.4	ご意見の該当箇所: 21ページ
ご意見	<p>【成果目標値全体】</p> <p>どれも3年後の数値目標としては低すぎません。</p> <p>確かに未達成だらけで×印がいっぱいでの困る気持ちは分かりますが、達成ありきの目標で○印だらけもいかがかと思いますが……。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>市の目標値及び活動指標は、国が示す目標値及び活動指標を基に、障害福祉サービス事業所の提供体制等の見込みや令和元年度末の実績値など当市の実情を踏まえ設定しており、数値目標として適切であると考えています。</p> <p>なお、4ページに記載のとおり、本計画については、毎年その実績を把握し、PDCAサイクルに基づき分析・検証を行うとともに、自立支援協議会において協議の上、適宜必要な事業の見直しを行うなど、課題等に対応することとしており、毎年の達成状況の分析を踏まえ、必要に応じて数値目標の見直しを検討します。</p>

No.5	ご意見の該当箇所: 21、34ページ
ご意見	<p>【就労定着率の増加の項目】</p> <p>定着率とは、ある一定の期間で退職しないで残った人数の割合です。ある一定期間の記載がありません。入社から5年間なのか、定年までの47年間なのか……。1年とか2年とかなんて書かないでくださいね、5年以下は定着とは言えません。止まり木です。また、記載した期間の根拠も示して下さい。</p>
対応状況	一部反映
市の考え方	<p>本計画の策定に係る国の指針において、就労定着率は、長期間の定着を前提としておらず、「過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合」とされていることから、「令和2年度から令和4年度までの就労定着支援の総利用者数のうち令和4年度末時点の就労定着者数の割合」となりますので、これを就労定着率の定義として付記します。</p>

No.6	ご意見の該当箇所: 21ページ
ご意見	<p>【障害福祉サービス等の質の向上の項目】</p> <p>市の目標値欄に記載されている内容は、目標と言うには程遠いものです。先の相談支援体制の充実、強化の時と同様に記載内容は方法論であり目標ではありません。それも各法人に責任も含めておまかせして、福祉課は高見の見物ですか？目標なくして実績なしです。4ページの下4行と矛盾しませんか&gt;「目標:アンケート調査を実施して、利用者満足度80%以上である事」など、真剣に向き合えば、もっと有効な目標が頭に浮かんでくるはずですよ。</p> <p>ちなみに当会はサービスの質も年々低下しているとの認識でいます。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>市の目標値及び活動指標は、今回新たに国が示した目標値及び活動指標を基に当市の実情を踏まえ設定していますが、質の向上の目標を数値的に設定することは難しいことから、取組の実施等を目標としています。</p> <p>これらの取組に対する評価に関しては、本計画の改定時に行うニーズ調査において、サービス利用者に対し、障害福祉サービスの利用における満足度を尋ねるなど、適切な評価に努めます。</p>

No.7	ご意見の該当箇所: 39ページ
ご意見	<p>【成果目標、活動指標 障害児支援の提供体制の整備等の目標値】</p> <p>令和5年末の数値目標が5年も前の令和元年度の実績と同じ数値である事をどの様に理解したらよいでしょうか？</p> <p>これ以上の社会資源は必要ない。現状で満足している、という事ですね。</p>
対応状況	記載済
市の考え方	<p>主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、現状は2か所となっておりますが、新たに開設する意向を持つ法人があることから、39ページに記載のとおり、3か所(1か所増)を目標としています。</p>

No.8	ご意見の該当箇所: 20ページ
ご意見	<p>障害福祉サービスの質の向上に向けた取組に係る体制の構築について、強度行動障害を持つ者は支給決定を受けていても事業所側の人手不足や知識不足で十分なサービスを受ける事ができず、家庭でのすごしが多くなり、本人のストレスが重なりパニックにつながる。本人も家族も負担が重なり、いずれ家庭崩壊を招きかねない。強度行動障害支援者研修の充実と、支援者への保証を加えることで人材育成ができ、強度行動障害者自身と家族の生活を支える事ができる。</p>
対応状況	記載済
市の考え方	<p>20ページに記載のとおり、各法人等が連携して研修や人材交流等を行うことにより、障害福祉分野の人材の育成・確保を図るとともに、職員の意識及び資質を向上するため、研修を充実してまいります。</p>

No.9	ご意見の該当箇所: 20ページ
ご意見	グループホーム入所施設の整備促進(重度障害・強度障害に対応した施設の整備含む)。感覚過敏な強度行動障害者に対応できる住居配置にする事はとても困難であり、本人も過ごしやすい生活スペースが保たれば生涯の生活の安定にもつながる。
対応状況	記載済
市の考え方	20ページに記載のとおり、医療的ケアに対応したグループホームの整備など、ニーズに対応するため、各法人と協議の上、施設整備を進めることとしています。